

第2章 更新申請の概要(共同受付参加自治体、更新申請の方法、申請期間等)

1 共同受付を実施している地方公共団体（自治体）について

埼玉県では、申請者の方々の負担軽減と審査事務の効率化を図るために、埼玉県電子入札共同システム（各別冊を含むこの手引において「システム」という。）に参加している地方公共団体（各別冊を含むこの手引及びシステムにおいて「自治体」という。）と共同で申請の受付と審査を実施しています。

共同受付を実施している自治体と申請受付業務は次のとおりです。

新たに自治体を追加する場合も、更新として申請することができます。

【共同受付実施自治体及び申請受付業務一覧】○のついている自治体・業務が受付対象です。

	埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市	狭山市	羽生市
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八潮市	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	寄居町	宮代町	杉戸町	松伏町	越谷・松伏水道企業団	戸田・ポートレース企業団	秩父広域市町村圏組合	児玉郡市広域市町村圏組合	埼玉西部消防組合						
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○						

※ 「建設工事」：建設工事の請負

「設計・調査・測量」：建設工事に係る設計、調査及び測量業務の委託

「土木施設維持管理」：道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託

※ 以下の自治体では、一部業務について共同受付を行っていません。当該業務の申請は、各自治体に直接、確認してください。

○ 埼玉西部消防組合：「土木施設維持管理」業務

2 更新申請の方法、申請期間等について

(1) 更新申請の方法

競争入札参加資格申請受付システム（各別冊を含むこの手引において「申請受付システム」という。）による電子申請(データ送信)を行い、かつ、提出書類をファイル添付システムで送信してください。

ア 申請受付システム操作方法 → 申請の手引（第5章）参照

イ 提出書類の送信方法 → 申請の手引（第6章）参照

(2) 更新申請の対象者

申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」のいずれかで登録がある事業所です。

※ 現在有効なユーザIDを持っている事業所が対象です。

※ 次の者は、更新申請をすることができません。新規申請の対象です。

(例) 申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに登録がない事業所。

(例) 令和7・8年度はA支店で登録しているが、令和9・10年度は一部の業種・業務を
令和7・8年度名簿に登録のないB支店で登録を希望する場合。

(3) 更新申請の申請受付期間

令和8年9月7日（月） 8：30～11月6日（金） 23：00〆切

- ・「建設工事」と「設計・調査・測量」を申請するとき
- ・「建設工事」と「土木施設維持管理」を申請するとき
- ・「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」を全て申請するとき
- ・「設計・調査・測量」のみを申請するとき
- ・「土木施設維持管理」のみを申請するとき
- ・「設計・調査・測量」と「土木施設維持管理」を申請するとき

令和8年9月7日（月） 8：30～11月13日（金） 23：00〆切

- ・「建設工事」のみを申請するとき

上記期間内に『申請データの送信』と『提出書類の送信』を行ってください。

※ どちらか一方が欠けた場合や期間外に書類が提出された場合は、申請を受け付けません。

※ 受付期間を過ぎた書類の提出は、認められません。

※ 提出の際は不備、不足がないか、よく確認してください。また、不備、不足があった場合に余裕をもって対応できるように、早めに申請してください。

※ 申請の期限に間に合わなかった場合、令和9年4月以降に「新規申請」を行ってください。

(4) 申請の単位

「会社単位（個人事業者の場合は事業主）」ではなく、「**事業所単位（本店・支店・営業所等）**」で申請してください。

1つの法人で、複数の事業所を登録する場合は、商号や法人の代表者等、事業所間で共通する事項が、全ての事業所で同じ情報になります。

(5) 申請できる業種（又は業務）

ア 建設工事

自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して**5業種まで**です。

また、5業種以内であっても、同一自治体内においては、他の事業所で申請した業種を重ねて申請することはできません。

イ 設計・調査・測量

自治体ごとに、法人（個人事業者の場合は事業主）の**代理人として申請できるのは5名まで**です。また、同一自治体内においては、他の事業所が申請した業務を重ねて申請することはできません。

ウ 土木施設維持管理

自治体ごとに、法人（個人事業者の場合は事業主）の**代理人として申請できるのは1名**です。また、同一自治体内では、他の事業所が申請した業務を重ねて申請することはできません。

(6) 入札参加資格審査の審査基準日

ア 「建設工事」の申請の場合

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評価値通知書（「結果通知書」）の審査基準日を指します。

通知書が複数ある場合は、直近のものの審査基準日を指します。

- ・ 要件を満たす通知書の写しを提出できない場合は、申請できません。
- ・ 申請日現在、直近年度の通知書が既に発行されている場合は、前年度の通知書は使用できません。

※ 埼玉県知事許可の経営事項審査に関する問合せ先

埼玉県 県土整備部 建設管理課 審査・指導監督担当 電話：048-830-5183

イ 「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」の申請の場合

申請日前直近の決算日（決算手続きが終了したもの）を指します。

(7) 申請後の追加

申請後（申請データの送信後）は、希望する自治体、業種、業務を追加することは一切できません。 データを送信する前に内容をよく確認してください。

(8) 申請後の変更

申請後に、登録内容の変更（代表者や代理人の変更等）があった場合は、入札参加資格者名簿が

有効となった後（令和9年4月以降）に、変更手続きを行ってください。

手続方法は、次のホームページを確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>

(9) 審査結果

令和9年4月以降に、各申請自治体の審査結果通知書が申請受付システムに表示されます。

（資格の有効期間：令和9年4月1日から令和11年3月31日まで）

3 その他

物品等（販売、賃貸、買受け、印刷、電算、催物・映画・広告・その他の業務、建築物管理業務）の入札参加資格審査は、この申請で受け付けることができません。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（物品等）を確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinbuppintop/index.html>